

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	アイテル株式会社 (Aitel Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 尚
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原四丁目3番12号
【電話番号】	06-6151-3601
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 下高原 和典
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社船井総合研究所
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 真貝 大介
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 35階
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.funaisoken.co.jp
【電話番号】	03-6212-2921(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アイテル株式会社 https://www5.aitel.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 発行者情報を公表した発行者のその公表の時に於ける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	2,706,337	2,293,730	2,442,365
経常利益 (千円)	65,778	4,013	88,204
当期純利益 (千円)	6,851	1,744	84,971
純資産額 (千円)	502,143	513,294	597,744
総資産額 (千円)	1,089,573	1,192,848	1,299,785
1株当たり純資産額 (円)	1,852.93	1,853.05	2,157.92
1株当たり配当額 (円)	7.58	1.88	94.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	25.28	6.32	306.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	306.68
自己資本比率 (%)	46.1	43.0	46.0
自己資本利益率 (%)	1.4	0.3	15.3
株価収益率 (倍)	-	-	6.3
配当性向 (%)	30.0	29.7	30.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	133,052	105,152	179,985
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10,404	△15,957	△332,809
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△70,236	109,201	△50,724
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	471,111	669,508	465,959
従業員数 (人)	83	89	93
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(6)	(10)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
3. 第29期及び第30期の株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
5. 第30期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また第31期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けておりますが、第29期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
6. 当社は、2023年3月15日開催の臨時取締役会決議により、2023年4月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社代表取締役社長である永田尚が、関西セルラー電話株式会社勤務時の経験を活かし、1995年5月にアイテル株式会社を設立し、携帯電話販売事業を開始いたしました。1996年5月に当時普及するタイミングであったカーナビ取付ビジネスで市場参入の機会があると考え、車載電装品の販売及び取付を行うナビ男くん事業を開始いたしました。その後、2009年5月に携帯電話販売事業を売却し、1996年5月に開始した車載電装品の販売及び取付を行うナビ男くん事業が主たる事業として現在に至っております。

当社の設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

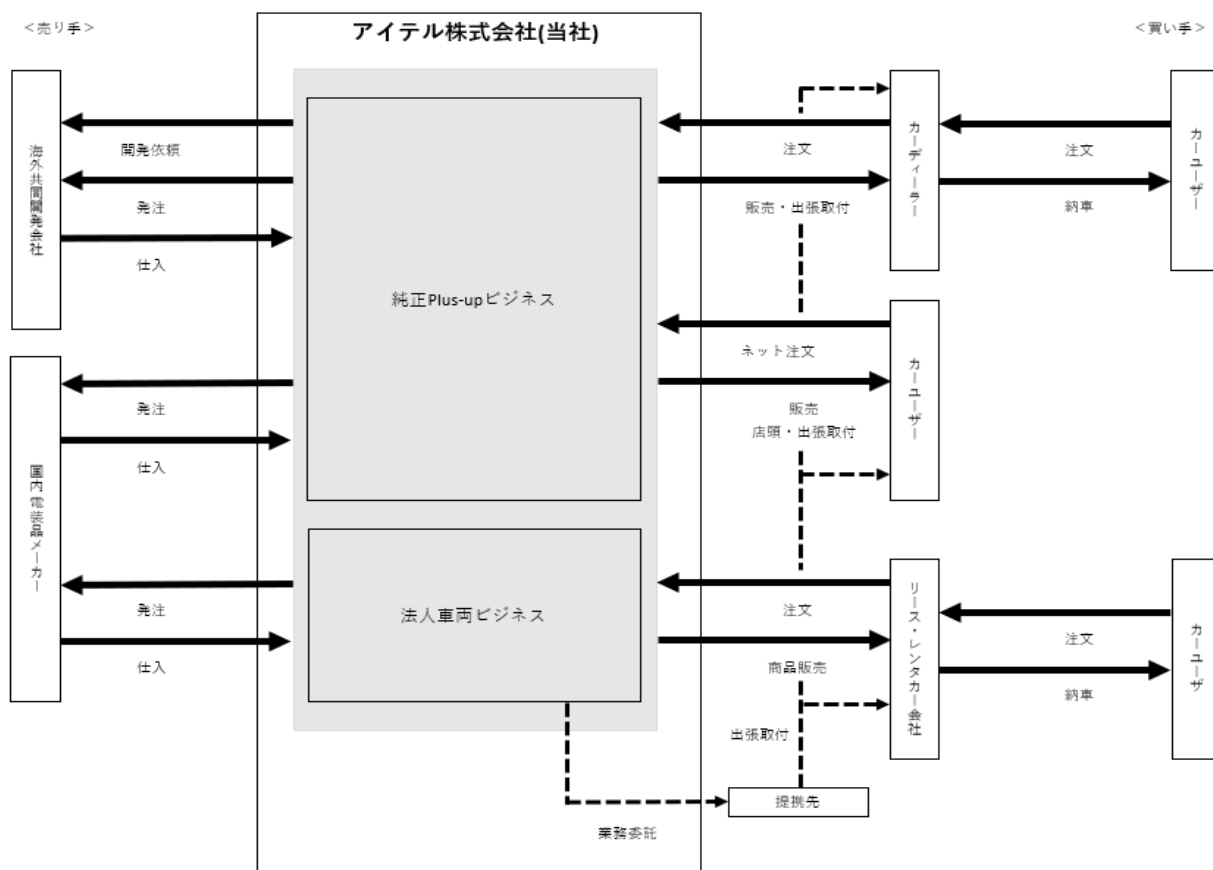
※ナビ男くんとは、当社が自動車向け電装品販売及び取付ビジネスを開始した当初市販品のカーナビを自動車販売ディーラーへ販売・取付していたため、当社代表取締役社長である永田が命名したビジネスの名称となります。

年月	摘要
1995年5月	大阪府大阪市淀川区にアイテル株式会社を設立し、携帯電話販売事業を開始
1996年5月	自動車向け電装品販売及び取付事業であるナビ男くん事業（純正Plus upビジネス）を開始
2005年12月	当社商品のWeb販売を行うアイゾウ株式会社の株式を過半数取得し、同社を子会社化
2005年12月	当社のシステム開発受託を目的としてアイシス株式会社を子会社として設立
2007年11月	ナビ男くん事業の新規ビジネスとして法人車両ビジネスを開始
2009年5月	携帯電話販売事業を営業譲渡
2019年4月	子会社のアイゾウ株式会社とアイシス株式会社の全事業と全従業員を譲受
2025年11月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

3【事業の内容】

当社は「満足の得られる市場を創造する Create the satisfying market」を社是として経営理念を掲げ、車載電装品（当社オリジナル商品（以下、「ならでは商品」）及び市販品含む）や内装、外装品（以下、電装品等）をカーディーラー、自社ECサイト、及び各大手ECモールを通じて一般顧客向けに販売及び取付を行うサービス（純正Plus upビジネス）、テレマティクス車載器、カーナビゲーションシステム（以下、カーナビ）、ドライブレコーダー（以下、ドラレコ）、ETC車載器などの様々な車載電装品をリース会社やレンタカー会社等が保有する自動車向けに取付を行うサービス（法人車両ビジネス）を主なビジネスとする「ナビ男くん事業」を行っております。なお、当社の事業セグメントはナビ男くん事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。事業内容、当該事業に係る位置付け及び事業の系統図は以下のとおりになります。

[事業系統図]



(1) 純正Plus upビジネス

(純正Plus upビジネスの概要)

純正Plus upビジネスでは、自動車ユーザー（以下、顧客）に自動車メーカー純正品をより便利に、よりカッコよく使っていただけるために、ならでは商品や電装品等の開発・販売・取付を行っております。

以下、純正Plus upビジネスを開始するまでの経緯、既存の電装品販売・取付ビジネスと異なる当社の取組みを紹介いたします。

(純正Plus upビジネスを始めるまでの経緯)

当ビジネスを開始した当初、当社では国産自動車ディーラー向けに市販のカーナビ等の車載電装品の訪問取付を行うサービスを展開しておりました。当時、カーナビ市場の将来については、市販品からメーカー純正品へと販売の主流が移っていくと考えており、輸入車のカーナビについてもメーカー純正品化が進むと考えておりました。

市場に対するこのような認識のもと、純正カーナビ等の電装品取付については、国産車向けよりも輸入車向け電装品の取付の方が、自動車メーカーや車種毎の販売台数が少なく大手電装品取付業者の参入がないと考えられ、また複雑な車体構造により取付方法も複雑であるため、対応できる技術者が不足しているといった参入障壁や競合となる電装品取付業者の規模が小規模であることから取付市場の獲得が可能であると認識しておりました。特に輸入車向け電装品の取付が出来る技術者を組織的に育成していくことで当社の強みになり、長期的な競争力の維持に繋がると考

え、輸入車関連ビジネスを始めるに至りました。

(電装品取付技術者(業務委託者含む)の育成について)

前述のとおり、輸入車への電装品取付は複雑であり、取付経験者が少ないと考えられることから、取付技術者の育成が重要と考えており、取付技術の習得に対して様々な取組みを行っております。

例えば、顧客車両へ電装品取付を始める前に実施する当社独自のテスト(個人差がありますが、一定レベル以上の取付技術を維持するため、入社からテスト合格まで半年から1年間を要します)、基幹システム上で取付手順の共有、定期的な会議における技術情報の共有、当社独自テスト合格前後のOJT研修などの取組みを行っております。特にテスト合格までは長期間ベテラン技術者の同行教育期間を設けております。

なお、業務委託者は、電装品取付業務を行っている業者と業務委託契約を締結し、契約締結後取付水準を維持するため、正社員同様の研修期間を設けた上で、実際の取付作業を委託しております。

(ならでは商品開発を始めるまでの経緯)


当ビジネスを開始した当初、主に国産自動車ディーラー向けに市販品であるカーナビ等の電装品の訪問・取付を行っており、同時に国内の代理店を通じて、市販品のビデオインターフェイス(映像信号を出力する機器とこれを受けて表示する機器の間に取り付ける機器のことであり、当社においてはカーナビゲーションシステムの映像信号を出す機器とモニターの間に取り付ける機器のことであります。以下、インターフェイス)を仕入れて、輸入車ディーラー向けにインターフェイスの訪問取付を行ってまいりました。

メーカー純正品のカーナビや市販品のインターフェイスでは、バックモニタの取付、動画サブスクリプションサービスの再生などが出来ないことがあり、また内装色と異なる配色のバックモニタなど、メーカー純正品あるいはディーラーオプション品に改善できる点が多くあるとの認識のもと、これらの改善点を提供する当社ならではの商品を販売することで多くのカーユーズの支持を集めることが出来ると考え、ならでは商品開発を開始するに至りました。

(ならでは商品の開発例)

【デジタルミラー用取付器具】

国内・海外自動車メーカーにてデジタルミラーが純正品採用された車種が増えており、アフターパーツ市場での取扱いも増えている一方で以下のような問題点も発生していると当社では認識しており、これらの課題を解決するために開発を行いました。

- ・ミラーまわりが雑然となる
右図のように配線がむき出しになり、取付用の金具がむき出しになってしまう。
- ・画面が大きく前方の視界が狭くなる
12インチなどの【横長・大型モニター】では、モニターが大きく、配線や取付方法によっては、前方の視界が狭くなってしまいます。
- ・タッチパネルが指紋だらけになる
タッチパネル式のデジタルミラーでは、直感的な操作が可能ですが、モニターに触るため、モニター表面の指紋汚れが目立ってしまう。
- ・地上デジタルTV受信感度に影響が出ることもある
選択するデジタルミラーによっては地上デジタルTVの電波と干渉してしまい、受信感度に影響がでる。
- ・熱線が映り込む可能性がある。
車種のリアガラスの傾斜角度によっては熱線が写り込む可能性がある。

これらの問題を解決するため、当社では複数のデジタルミラーを比較検討し、国内メーカー製のデジタルミラーを採用することで、前方視界を確保し、タッチパネル指紋問題を解消し、地上デジタルTV受信感度への影響を抑えました。また当社独自の専用設計オリジナルカバーやリアカメラをガラス面に近づけるオリジナル金具を開発することで雑然としたミラーまわりを解消し、熱線の映り込みを最小限に抑えました。

(支店網(CSB設置)の整備(Special出張取付網)と出張取付)

通常自動車関連の電装品は車両を購入する際、自動車ディーラーで取り付ける、購入後自動車電装品専門店に来店

して、電装品を取り付けてもらうことが通常ですが、当ビジネスの特徴として、顧客が店舗へ来店することなく、当社技術者が自宅にお伺いし、取付作業が出来ることにあります。

当社では、技術者の出張拠点を全国9か所（出張拠点含む）に設けており、これをCSBと呼んでいます。CSBはCustomer Satisfaction Baseの略称で顧客満足度向上のための拠点という位置づけで、顧客が来店される場合の取付作業なども行っております。

今後、出張取付対応可能地域を拡大させるため、拠点となるCSBの増設を図っていく方針であります。



拠点名	主なサービス提供エリア
横浜CSB	神奈川県、静岡県
東京CSB	東京都、千葉県
北関東CSB	埼玉県、群馬県、栃木県
中部CSB	愛知県、岐阜県、三重県
関西CSB	大阪府、京都府、兵庫県
広島CSB	広島県、岡山県、山口県
九州CSB	福岡県、大分県、佐賀県、熊本県
静岡出張拠点	静岡県
仙台出張拠点	宮城県

※CSBまたは出張拠点の所在地を上図の黒丸で表示しております。

(サービス向上ハガキ)

顧客のご要望・ご不満をいただくためのサービス向上ハガキを導入しております。技術者による取付作業後に、顧客へ「サービス向上ハガキ」をお渡しし、技術者の接遇や取付の出来映え等についての顧客の満足度やその他意見を記入戴くアンケートになります。返送いただいた方「全員」に御礼として飲食店商品券を漏れなく送付していることから、返信率は高く、ハガキに記載された内容は基幹システムに登録され、全従業員が確認できるようになっております。

このサービス向上ハガキは代表取締役の永田が確認し、課題と感じたものは取付技術者やオペレーションスタッフに事情を確認し、顧客への対応と共に、社内体制やルールの新設・改善を図っております。またこれらのハガキを全従業員が閲覧することで、出張作業で見えにくい当社の顧客サービスの品質の維持・確認が可能となるとともに、従業員全員が「完璧実現」を常時意識するメカニズムの構築に寄与しております。

(2) 法人車両ビジネス

(法人車両ビジネスの概要)

法人車両ビジネスにおいては、リース会社やレンタカー会社等が保有する車両に対して、テレマティクスなどの車両運行管理装置、カーナビ、バックカメラ、ドラレコ、及びETC車載器等の取付を受託し、この取付業務を全国の当社の取付協力会社へ委託することを行っております。

車両運行管理装置の取付は、顧客とより密な情報共有が強く求められます。当社では、業務進捗状況や対応議事等を顧客と共有できる業務システムを当社システム開発部門にて開発し、大手委託元企業とともにシステム改善を行ってきました。そのシステム開発経験を活用し、現在は多数の車両運行管理装置取付を受託できるようになりました。法人車両ビジネスの業務システムや取付協力会社についての詳細は以下のとおりです。

(業務システム)

従来、全国規模のリース会社やレンタカー会社等が車両の電装品取付を行う場合、地域毎に異なる取付業者に取付を依頼せざるを得ず、作業の進捗確認も個々の取付業者に対して行っていましたが、当社が一括受注し、当社が各地域の取付協力会社に発注することで、業務それぞれの発注業務の進捗状況全体を確認することが出来る、自社開発の受発注システムを構築しております。

(取付協力会社)

当社が取付協力会社をまとめ、電装品の取付対応が可能な地域を拡充することで、リース会社やレンタカー会社等からの電装品取付注文を一括して引き受けることができます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
93(10)	40.8	10.1	5,878,661

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用及び所得の改善、高水準の企業収益が継続しており、緩やかに景気は回復してきました。一方で所得の改善はあるものの、高水準のインフレで実質賃金は横ばい圏となっております。

海外経済は、米国における関税政策の影響は現状限定的であります。中国では不動産市況悪化と共に米国関税政策の影響を受け、減速傾向にあります。欧州は、関税政策実施前の駆け込み輸出の反動等もあり、景気は停滞しております。

こうした環境の中で、新車業界及び中古車業界におきましては、米国関税政策により国内自動車メーカーの業績悪化があったものの、国産車販売は前年同等の水準である一方、輸入車の新車販売は増加しております。

2024年から2025年までの新車及び中古車販売台数は以下のとおりとなります。

乗用車販売台数推移(台)	2024年	2025年
輸入車(新車)	301,259	340,835
輸入車(中古車)	539,340	530,853
国産車(新車)	2,221,846	2,192,688
国産車(中古車)	2,658,497	2,628,710
国産車+輸入車(新車)	2,523,105	2,533,523
国産車+輸入車(中古車)	3,197,837	3,159,563

(出典：日本自動車輸入組合統計データ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ)

当社におきましては、このような状況のなか、「満足の得られる市場を創造する Create the satisfying market」という社是に基づき、今まで市場になかった、ならでは商品を世に出すことで新たなマーケットの創造に努めてまいりました。

純正 Plus up ビジネスの販路別では、ディーラー向け販売は、当期上期は好調な販売を維持していたものの、当期下期より「Androider (HDMI入力付きCAR PLAYアダプター)」などの既存商品の販売が大幅に減少いたしました。2025年10月より販売開始した「Car Passenger」などの新商品発売により若干の回復をみせましたが、既存商品の販売減少を補うことができなかつた結果、売上が減少いたしました。

Webサイト経由販売においては、輸入車向けインターフェイスの販売減少が継続しているものの、昨年に引き続き「カーセキュリティ関連商品」や「テレビキャンセラー」の拡販が功を奏し、売上が増加いたしました。

法人車両ビジネスにおいては、新規案件の獲得に努めましたが、売上としては前年と横這いとなりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は24億42百万円(前期比6.5%増)、営業利益は97百万円(同20.6倍)、経常利益は88百万円(同22.0倍)、当期純利益は84百万円(同48.7倍)となりました。

なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、2億3百万円減少し、4億65百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1億79百万円の収入(前事業年度は1億5百万円の収入)となりました。主な要因は、税引前当期純利益の計上、売上債権及び棚卸資産の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3億32百万円の支出(前事業年度は15百万円の支出)となりました。主な要因は、定期預金の預入、横浜CSB及び東京CSB開設に伴う有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、50百万円の支出(前事業年度は1億9百万円の収入)となりました。主な要因は、社債の償還によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

受注から売上までの期間が短く、受注実績は（3）販売実績とほぼ等しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントであるため、ビジネス区分別に記載しております。

ビジネスの名称	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
純正Plus upビジネス (千円)	1,971,288	108.0
法人車両ビジネス (千円)	471,077	100.9
合計 (千円)	2,442,365	106.5

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
オリックス自動車株式会社	335,858	14.6	285,495	11.7

3【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

①人材の採用と育成

当社の出張取付サービスの拡大とサービスレベルの維持には専門知識・技能と高い接客技能を持った人材の採用と育成が必須であり、重要課題と捉えております。当社の取付技術者は、技能面では整備士資格を持った人材の適性が高く、整備士資格を持っていない人材と比較すると技能習得に要する期間も比較的短期間となりますが、整備士人材は、その人数自体が不足していることから、自動車業界全体で人材の奪い合いの様相となっており、獲得が困難な状況となっております。このような状況のもと当社では、柔軟な勤務形態や賃金水準の改善により、採用の強化と離職率の低下を図っております。加えて、整備士人材の獲得が困難な状況であるため、未経験人材の採用も進め、研修内容を改善することで技能習得に要する期間の短縮も図っております。

また育成面については、長期間現場同行研修を行い、一定の社内技術確認試験や接客研修を修了しなければ、顧客の車両に取付作業を行うことが出来ない仕組みとし、高いレベルのサービスの維持に努めております。

②商品開発について

当社は、「満足の得られる市場を創造する Create the satisfying market」という社是を実現するため、メーカー純正電装品をより便利にする商品や車内のインテリアをカッコよくする商品などのさらには商品の開発に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

① 電装品取付作業を行う人材の確保について

満足度の高い市場を創造する方針の基に、純正Plus upビジネスの拡大を図っておりますが、その実現のためには、継続的に人材、特に電装品の取付を行う人材の確保が重要となっております。

これは、当社の扱う商材が主に当社ならではの商品であり、市販の電装品取付と異なっていること、また輸入車への電装品取付は一般の国産車への電装品取付と異なることから、取付難易度が高く、適切な人材が市場に乏しいためです。

当社の取付技術者が行う業務については、自動車整備士の資格は不要であります。技術力の背景がある同資格を持った人材からの採用が主たるルートとなっております。

しかしながら、自動車業界における整備士資格を持った人材に対する採用活動は競争が激しく、期待する人材が採用できない、あるいは採用コストが増加し、売上及び利益の拡大が予定のとおりに進捗しないリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 自動車販売台数が減少するリスク

当社の事業は販売された自動車に対してサービス提供をしているため、自動車の販売台数に影響を受けることとなります。自動車販売台数が想定を下回った場合、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 輸入車向け販売の集中

当社の純正Plus upビジネスの売上は輸入車向けの販売が多く、輸入車向けの販売は自動車ディーラーを介して販売を行っております。そのため、輸入車の販売台数、自動車メーカー及び自動車ディーラーの施策に影響を受けることとなります。輸入車の販売台数が想定を下回った場合、または自動車メーカーあるいは自動車ディーラーの方針変更によりメーカー純正品以外の取扱いが減少した場合、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合リスク

当社が提供する商品及びサービスの市場は、概して競争的な環境にあります。大手自動車パーツの量販店をはじめ、自動車電装品取付け事業者が、当社が商品及びサービスを提供している市場で事業展開しており、提供する商品及びサービスによっては、顧客に対して、強固な取引関係やサービス提供体制を有している場合があります。また当社が顧客の求める商品及びサービスを競争力のあるコストにより提供できない場合、市場におけるシェアの喪失や顧客との取引関係の喪失に繋がるリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 商品品質の安定性に関するリスク

当社が提供する商品において、正常に稼働しない、あるいは品質に瑕疵があるなど、想定していないトラブルが多数発生した場合には、当社商品に対する信頼が低下することにより、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 取付作業時のミスに関するリスク

当社技術者がお客様の車両へ商品を取り付ける場合において、取付品質がお客様の求める水準に達しない、あるいは車両の内装が壊れるといった事態が頻発した場合、当社サービスに対する信頼が低下することにより、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 半導体供給が不足するリスク

当社の商品は、その多くに半導体を使用しております。半導体市場の変動により当社取引先が半導体の調達に困難となった場合、一部商品の調達が困難になるリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 代表取締役社長への依存リスクについて

当社の創業者であり、代表取締役社長である永田尚は、当社株式を直接保有する、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、商品の開発アイデアの創出、経営方針や事業戦略の決定、遂行において極めて重要な役割を果たしております。何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが出来なくなった場合、商品開発、経営方針や事業戦略の決定、遂行に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 特定顧客への依存に関するリスク

当社の法人車両ビジネスの売上は、オリックス自動車株式会社への依存度が高くなっております。そのため、同顧客の注文状況の変動により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります（オリックス自動車株式会社への売上高：2023年12月期：約644百万円、2024年12月期：約335百万円、2025年12月期：約285百万円）。これに対して、当社では、他の取引先を増やす、純正Plus upビジネスの売上を増やすなどの対策を講じております。

⑩ 共同開発会社への依存に関するリスク

当社の純正Plus upビジネスで扱っているならでは商品の多くは、海外の共同開発会社より調達しており、開発アイデアの実現及び生産についても依存しております。そのため、同社が何らかの事情により当社商品の開発及び生産を継続することが出来なくなった場合、ならでは商品の調達に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります（海外の共同開発会社からの仕入高：2023年12月期：約223百万円、2024年12月期：約274百万円、2025年12月期：約200百万円）。これに対して、当社では、取扱商品の拡充、代替共同開発先の調査などの対策を講じております。

⑪ 小規模組織であることに関するリスク

当社は、比較的小規模の組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。人員等の増強が予定どおり進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 海外からの仕入にかかる為替リスクについて

当社の扱う車載電装品は一部海外取引先より仕入を行っており、その決済通貨はUSドルとなっているため、為替レートの変動に伴って、仕入単価が変動し、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 海外からの仕入リスクについて

当社の扱うならでは商品は、商品企画は当社が行っておりますが、開発及び製造は協力会社に委託しております。一部のならでは商品の供給は、特定の海外製造協力会社に依存しており、この製造協力会社の業績や方針の変更もしくは協力会社が属する地域で紛争等が起こった場合、安定した供給が困難となり、当社の売上高、利益率が変動するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 仕入計画と適正在庫について

当社は、個々の商品の販売動向を基に仕入計画を立てておりますが、販売見通し通りに販売が進まない、あるいは製造協力会社の製造リードタイムの長期化による最低発注量の増加などにより、想定している以上の在庫を保有せざるを得なくなり、当社の資金繰りの悪化や棚卸資産評価減が増加するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 知的財産権のリスクについて

当社は、ならでは商品の開発を行っているため、特許権、実用新案権、商標権などの知的財産権を保有しており、現時点において第三者の知的財産権を侵害する事実はないと認識しております。今後も、第三者の知的財産権侵害を回避するため、弁理士等の外部専門家と連携していく方針であります。

しかしながら、当社が認識していない知的財産権が既に成立している可能性は否定できません。そのような場合、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償請求や当社商品の使用差し止め、知的財産権

の使用料等の支払請求がなされる可能性があります。その結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 情報管理上のリスクについて

当社は、取付技術者が顧客宅に訪問して取付作業を行うことを強みとしており、主に車両所有者の住所・氏名等の個人情報を取り扱っております。個人情報保護法の制定に伴い、当社では、個人情報保護方針、個人情報取扱規程等を制定し、継続的に基幹システムのセキュリティ強化を実施し、情報管理及びプライバシー保護に努めております。しかしながら、コンピュータウィルスの感染やサイバー攻撃などの不測の事態により、個人情報の流出等が発生し、顧客が損害を被った場合、損害賠償をしなければならないリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 同乗者施工のリスクについて

道路交通法上、車両等の運転者が、カーナビなどの画像表示用装置に表示された画像を注視する、いわゆる「ながら運転」は禁止されております。当社は、カーナビに対する同乗者施工を多数実施しておりますが、あくまで同乗者のための施工であり、法令違反とはならない認識であります。

しかしながら、カーナビへの同乗者施工がなされた車両による重大事故の頻発等により同乗者施工が社会問題となり、カーナビへの同乗者施工が禁止等された場合、当社の商品が適法でなくなる可能性があり、売上・利益が減少するリスクがあります。その結果、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社船井総合研究所との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J - A d v i s e r 契約解除に関する条項 >

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所(以下「乙」という)は J - A d v i s e r 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (b) 有価証券上場規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資

者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は12億99百万円となり、前事業年度末に比べ1億6百万円増加いたしました。

流動資産は54百万円増加し、11億15百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ52百万円増加し、1億84百万円となりました。主な要因は、新拠点開設に伴う建物の増加及び繰延税金資産の増加によるものであります。

流動負債は前事業年度末に比べ22百万円増加し、3億95百万円となりました。主な要因は、未払法人税等及び未払消費税等の増加によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ0百万円増加し、3億6百万円となりました。主な要因は、役員退職慰労引当金の増加によるものであります。

純資産は前事業年度末に比べ84百万円増加し、5億97百万円となりました。主な要因は、当期純利益の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

資金の流動性については、主に運転資金および設備投資に充当しております。なお、設備投資の概要および新設計画の詳細につきましては、「第4 設備の状況」をご参照ください。

また、資本の財源となる資金調達につきましては、資金需要の見通しや金融市場の動向を総合的に勘案し、最適な時期、規模および手段を判断して実施しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の主な設備投資は拠点改修工事が46百万円、商品開発用車両が11百万円となり、設備投資総額は57百万円となりました。

なお、重要な設備の除却については、関東CSB移転に伴う内装工事等の除却を行い、固定資産除却損3百万円を計上いたしました。

また、重要な設備の売却については、商品開発用及び販促用として活用していた車両を7台売却し、固定資産売却益15百万円を計上いたしました。

当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築 物	車両運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (大阪府大阪市淀川区)	本社設備 等	4,384	9,101	—	348	13,834	33(7)
関西CSB (大阪府吹田市南金田)	電装品 取付拠点	6,172	0	—	885	7,057	25(1)
横浜CSB (神奈川県横浜市都筑区)		39,078	225	—	59	39,363	10(-)
東京CSB (東京都江戸川区)		2,074	—	—	2,500	4,575	4(-)
北関東CSB (埼玉県戸田市)		3,347	0	—	185	3,533	9(-)
中部CSB (愛知県名古屋市中村区)		5,228	0	—	0	5,228	3(1)
九州CSB (福岡県福岡市早良区)		2,738	—	—	0	2,738	5(-)
広島CSB (広島県広島市安佐南区)		13,455	233	—	—	13,689	3(1)
仙台出張拠点 (宮城県仙台市太白区)		—	—	—	—	—	1(-)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

2. 当社及び各CSB等は賃借しており、当事業年度の賃借料は75,596千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,240,000	930,000	310,000	310,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,240,000	930,000	310,000	310,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第1回新株予約権	当事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2023年4月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5	同左
新株予約権の数(個)	9,500 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 9,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,910 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年5月20日 至2033年5月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

※なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ③ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権

(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1記載の調整後付与株式数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2記載の調整後行使価額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の付与決議後2年を経過した日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の付与決議後10年を経過する日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ①本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - ②本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることまたは当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - ③本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - ④本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9の場合を除き、当社取締役の過半数(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 2. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 3. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 6. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 7. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 8. 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 9. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
 - ⑤本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 - ⑥本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転

計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。

- ②当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- ③当社は、本新株予約権者が第11項第(2)号から第(6)号に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもち、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第2回新株予約権	当事業年度末（2025年12月31日）	公表日の前月末現在 （2026年2月28日）
決議年月日	2023年4月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 65	同左
新株予約権の数(個)	19,845 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,845 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,910 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年5月20日 至2033年5月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{調整率}}$

分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

※なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 第2回新株予約権については、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1記載の調整後付与株式数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2記載の調整後行使価額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の付与決議後2年を経過した日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の付与決議後10年を経過する日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - ② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることまたは当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができな

- い。
- ④本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 2. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 3. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 6. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 7. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 8. 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 9. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- ⑤本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ⑥本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。
 - ②当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
 - ③当社は、本新株予約権者が第11項第(2)号から第(6)号に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年4月12日 (注)	309,690	310,000	—	15,500	—	—

(注) 株式分割 (1 : 1,000) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	5	6	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1	—	—	3,099	3,100	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	0.0	—	—	100.0	100.0	—

(注) 自己株式33,000株は、「個人その他」330単元に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
永田 尚	大阪府吹田市	259,900	93.83
下高原 和典	兵庫県三田市	10,000	3.61
アイテル従業員持株会	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番12号	6,000	2.17
内山 貴之	大阪府大阪市此花区	1,000	0.36
税理士法人なみあし	大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番33号	100	0.04
計	—	277,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 33,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 277,000	2,770	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	310,000	—	—
総株主の議決権	—	2,770	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
アイテル株式会社	大阪府大阪市淀川区 宮原四丁目3番12号	33,000	—	33,000	10.6
計	—	33,000	—	33,000	10.6

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	33,000	—	33,000	—

3【配当政策】

当社は、安定した収益基盤の確立と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ株主の皆様に対して安定的かつ継続して利益還元を実施することが重要な経営課題であると認識しております。また、内部留保資金につきましては、自己資本を充実させながら、既存事業の拡大や本業周辺事業分野への投資に備えてまいります。以上のことから、単年度の利益だけではなく過去からの剰余金や今後の事業戦略に供する資金等を総合的に勘案して、配当性向30%を目標に弾力的に配当金額を決定する方針です。配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の利益配当金につきましては、1株につき94.00円を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための設備投資や在庫投資として活用し、経営基盤の強化と事業の発展のために有効活用してまいります。

なお、中間配当については、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として実施することができる旨を定款に定めております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月30日 定時株主総会決議	26,038	94.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	1,945
最低(円)	—	—	1,945

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年11月18日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	1,945	—
最低(円)	—	—	—	—	1,945	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年11月18日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3. 2025年12月は売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	永田 尚	1967年3月28日	1984年4月 1985年4月 1988年4月 1989年1月 1995年5月	株式会社ホンダブリモ摂津 入社 大阪ホンダエンジン販売株式会社 入社 株式会社大阪リクルート企画 入社 関西セルラー電話株式会社 入社 当社 設立 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 2	(注) 4	259,900
常務取締役	管理本部長	下高原 和典	1971年2月15日	1994年4月 1997年10月 1998年9月 2021年10月 2022年1月	小椋栄和 会計事務所 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 取締役管理本部長 当社 常務取締役管理本部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	10,000
取締役	—	西村 渡	1952年6月21日	1988年4月 1995年4月 2021年8月	弁護士登録 町法律事務所 入所 水都総合法律事務所 設立 所長 (現任) 当社 社外取締役 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役 (監査等委員) (常勤)	—	倉田 昌彦	1959年3月26日	1983年4月 1986年4月 1999年9月 2005年8月 2006年5月 2020年4月 2021年8月 2023年3月	三菱電機マイコン機器ソフトウェア株式会社 入社 日進自動車株式会社 入社 有限会社エヌティーエル設立 代表取締役 (現任) 有限会社ウエアハウス設立 代表取締役 (現任) 株式会社アイシス設立 代表取締役 当社 入社 システム開発部 部長 当社 監査役 当社 取締役(監査等委員) (現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	塩田 浩一	1965年2月19日	1993年10月 1997年7月 2001年12月 2004年9月 2005年10月 2020年2月 2023年3月	中央監査法人 入所 公認会計士登録 クーパーズ・アンド・ライブランド国際税務事務所 (現PwC税理士法人) 転籍 米国プライスウォーターハウスクーパーズサンディエゴ事務所 駐在 税理士法人中央青山 (現PwC税理士法人) 転籍 水都総合会計事務所 設立 (現任) 当社 社外監査役 当社 取締役(監査等委員) (非常勤) (現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	大門 吉俊	1955年8月31日	1981年10月 1985年7月 1986年2月 1994年7月 2007年5月 2021年4月 2023年3月	監査法人浩陽会計社入所 中央監査法人 入所 公認会計士登録 大門公認会計士事務所 開設 株式会社ドックタス 取締役 (現任) 当社 社外監査役 当社 取締役(監査等委員) (非常勤) (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								269,900

(注) 1. 取締役西村渡氏、塩田浩一氏及び大門吉俊氏は、社外取締役であります。

2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の任期は、2026年3月30日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2025年12月期における役員報酬等の総額は75,075千円を支給しております。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

4) 内部監査

当社は、現時点では小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役社長が3部署より任命した内部監査担当者5名が担当しており、自己監査とならないように分担して監査を行っております。当社の内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長、監査等委員会に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営が会社の経営基本方針・諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的になされているかを監査し、監査によって業務の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進に寄与することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査等委員、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

5) リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、管理部門管掌取締役、常勤監査等委員、部長で構成されており、委員長は管理部門管掌取締役が務めております。原則として半期に1回開催しております。当社の経営、営業活動に内在するリスクの管理方針、未認識のリスク有無検証、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして開示する内容等を議論しております。なお、同委員会における議論の内容については、委員長より代表取締役社長に報告する体制としております。

6) 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、2022年8月26日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し（2023年3月30日に一部改訂）、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行なう企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定める。
 - ロ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・維持・整備にあたる。
 - ハ コンプライアンスに関する情報を収集するため、相談窓口を社内外に設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
 - ニ 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ホ 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性及び財務会計に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ロ 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
 - ハ データ化された情報については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切なアクセス権限や権限管理を敷くことで機密性の確保と利用可能性の両立を図る。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ リスク管理に関し、「リスク管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的かつ実質的な協議及び評価等を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。不測の事態が発生した場合には、管理担当役員が統括責任者として、全社的な対策を検討する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。

④社外取締役の状況

当社の社外取締役は3名（うち監査等委員2名）であります。

社外取締役西村渡氏は、現在水都総合法律事務所の所長を務め、当社の創業初期から顧問弁護士として、経営における法的問題の解決に携わっておりました。弁護士としての高度な法的知識を有しており、当社の業務執行につき、法的な見地から当社の経営に適格な助言を受けることを期待し、社外取締役として選任しております。また、法律顧問の契約は解除しており、同氏と当社の間には、現在人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役塩田浩一氏及び大門吉俊氏は、公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社の監査体制の強化を図るべく、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には、人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考とし、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

⑤取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は5名以内、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	55,911	55,805	—	106	2
監査等委員 (社外監査等委員を除く。)	10,664	10,644	—	20	1
社外取締役 (監査等委員を含む)	8,500	8,400	—	100	3

(注) 1. 固定報酬には、複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額を含めております。

2. 退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

⑧取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨責任限定契約の概要

当社は、社外取締役3名と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限ります。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためです。

⑩取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当

当社は、中間配当について、会社法第459条1項の規定に基づき、法令の特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることが出来る旨を定款に定めております。また中間配当の基準日を毎年6月30日として定款で定めております。

b. 取締役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに今後も引き続き優秀な人材を確保できるようにするため、会社法第426条第1項に定める任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫株式の保有状況

該当事項はありません。

⑬自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑭中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	13,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や業務の特性、監査法人の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を総合的に勘案し、監査法人と協議のうえで監査報酬を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、OAG監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	669,508	765,959
売掛金	182,388	163,662
商品	177,277	119,702
貯蔵品	873	1,208
前渡金	13,008	48,004
前払費用	4,278	4,122
未収入金	7,107	11,181
その他	6,635	1,805
流動資産合計	1,061,077	1,115,647
固定資産		
有形固定資産		
建物	73,901	101,321
減価償却累計額	△33,315	△26,657
建物(純額)	40,586	74,664
構築物	5,960	5,960
減価償却累計額	△3,978	△4,144
構築物(純額)	1,982	1,816
機械装置	500	—
減価償却累計額	△149	—
機械装置(純額)	350	—
車両運搬具	47,448	18,919
減価償却累計額	△33,587	△9,358
車両運搬具(純額)	13,861	9,560
工具、器具及び備品	17,838	22,066
減価償却累計額	△16,762	△18,086
工具、器具及び備品(純額)	1,076	3,980
土地	148	148
有形固定資産合計	58,006	90,169
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
入会金	5,175	5,175
差入保証金	26,905	22,760
長期前払費用	1,591	1,038
繰延税金資産	30,092	54,993
投資その他の資産合計	73,764	93,967
固定資産合計	131,770	184,137
資産合計	1,192,848	1,299,785

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	77,297	81,530
1年内償還予定の社債	50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	204	204
未払費用	102,787	107,014
未払法人税等	849	34,666
未払消費税等	20,739	35,609
契約負債	83,333	92,560
預り金	7,969	9,298
賞与引当金	29,678	34,387
その他	51	40
流動負債合計	372,910	395,310
固定負債		
長期借入金	300,476	300,272
役員退職慰労引当金	1,176	1,402
その他	4,991	5,055
固定負債合計	306,643	306,729
負債合計	679,554	702,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,500	15,500
資本剰余金		
その他資本剰余金	10,571	10,571
資本剰余金合計	10,571	10,571
利益剰余金		
利益準備金	3,956	3,956
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	488,152	572,603
利益剰余金合計	492,109	576,559
自己株式	△4,886	△4,886
株主資本合計	513,294	597,744
純資産合計	513,294	597,744
負債純資産合計	1,192,848	1,299,785

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 2,293,730	※1 2,442,365
売上原価	※2 1,440,204	※2 1,443,186
売上総利益	853,525	999,179
販売費及び一般管理費	※3 848,797	※3 902,005
営業利益	4,727	97,174
営業外収益		
受取利息	36	1,723
有価証券利息	28	31
助成金収入	600	—
受取保険料	680	1,014
その他	1,769	1,274
営業外収益合計	3,116	4,043
営業外費用		
支払利息	3,695	3,999
社債利息	35	5
為替差損	39	—
支払手数料	—	8,800
その他	60	208
営業外費用合計	3,830	13,013
経常利益	4,013	88,204
特別利益		
固定資産売却益	※4 145	※4 15,145
特別利益合計	145	15,145
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 195
固定資産除却損	—	※6 3,828
事務所移転費用	—	2,787
特別損失合計	—	6,810
税引前当期純利益	4,159	96,538
法人税、住民税及び事業税	3,469	36,468
法人税等調整額	△1,054	△24,901
法人税等合計	2,414	11,567
当期純利益	1,744	84,971

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品原価	962,281	66.8	927,766	64.3
期首商品棚卸高	205,600		177,277	
当期商品仕入高	933,958		870,191	
期末商品棚卸高	177,277		119,702	
II 労務費	189,773	13.2	214,535	14.9
III 外注費	288,149	20.0	300,884	20.8
売上原価	1,440,204	100.0	1,443,186	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,500	—	—
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の処分	—	10,571	10,571
当期変動額合計	—	10,571	10,571
当期末残高	15,500	10,571	10,571

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,956	488,461	492,418	△5,775	502,143	502,143
当期変動額						
剰余金の配当	—	△2,054	△2,054	—	△2,054	△2,054
当期純利益	—	1,744	1,744	—	1,744	1,744
自己株式の処分	—	—	—	888	11,460	11,460
当期変動額合計	—	△309	△309	888	11,150	11,150
当期末残高	3,956	488,152	492,109	△4,886	513,294	513,294

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,500	10,571	10,571
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	15,500	10,571	10,571

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余 金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,956	488,152	492,109	△4,886	513,294	513,294
当期変動額						
剰余金の配当	-	△520	△520	-	△520	△520
当期純利益	-	84,971	84,971	-	84,971	84,971
当期変動額合計	-	84,450	84,450	-	84,450	84,450
当期末残高	3,956	572,603	576,559	△4,886	597,744	597,744

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2024年1月1日 2024年12月31日)	(自 至	2025年1月1日 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		4,159		96,538
減価償却費		12,915		10,305
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△200		-
賞与引当金の増減額(△は減少)		2,898		4,709
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		110		226
契約負債の増減額(△は減少)		7,056		9,227
受取利息及び受取配当金		△65		△1,754
支払利息及び社債利息		3,730		4,005
固定資産売却損益(△は益)		△145		△14,950
固定資産除却損		-		3,828
売上債権の増減額(△は増加)		93,956		18,725
棚卸資産の増減額(△は増加)		30,574		57,574
仕入債務の増減額(△は減少)		△17,422		4,232
未払消費税等の増減額(△は減少)		△2,819		14,869
その他の増減		△16,353		△22,772
小計		118,395		184,765
利息及び配当金の受取額		65		466
利息の支払額		△3,730		△4,017
法人税等の支払額		△9,577		△2,652
法人税等の還付額		-		1,423
営業活動によるキャッシュ・フロー		105,152		179,985
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		-		△300,000
有形固定資産の取得による支出		△5,713		△57,672
有形固定資産の売却による収入		145		26,325
投資有価証券の取得による支出		△10,000		-
敷金及び保証金の差入による支出		-		△5,000
敷金及び保証金の返還による収入		-		3,510
その他		△389		27
投資活動によるキャッシュ・フロー		△15,957		△332,809
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入		100,000		-
長期借入金の返済による支出		△204		△204
社債の償還による支出		-		△50,000
自己株式の処分による収入		11,460		-
配当金の支払額		△2,054		△520
財務活動によるキャッシュ・フロー		109,201		△50,724
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		198,396		△203,548
現金及び現金同等物の期首残高		471,111		669,508
現金及び現金同等物の期末残高		※ 669,508		※ 465,959

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

商品の販売に係る収益は、主に車載電装品等の取付による販売であり、顧客との販売契約に基づいて車載電装品等の取付の履行義務を負っております。当該履行義務は、車載電装品等の取付が完了し、顧客が当該車載電装品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品の取付及び納品完了時点で収益を認識しております。これに関して重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

(2) 製品保証に係る収益認識

当社は、商品販売時に有償で3年間の製品保証を提供しており、製品保証対価を3年間で期間按分して、収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	1,800,000千円	1,850,000千円
借入実行残高	- //	- //
差引額	1,800,000千円	1,850,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
44,885千円	56,867千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	269,688千円	299,234千円
役員退職慰労引当金繰入額	110 "	226 "
賞与引当金繰入額	16,584 "	18,252 "
減価償却費	12,915 "	10,305 "

おおよその割合

販売費	17.9 %	16.9 %
一般管理費	82.1 "	83.1 "

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
車両運搬具	145千円	15,145千円
計	145千円	15,145千円

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械装置	-千円	195千円
計	-千円	195千円

※6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	-千円	3,828千円
計	-千円	3,828千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	310,000	—	—	310,000
合計	310,000	—	—	310,000
自己株式				
普通株式(注)	39,000	—	6,000	33,000
合計	39,000	—	6,000	33,000

(注) 普通株式の自己株式数の減少6,000株は、自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
提出会社	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
合計		—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	2,054	7.58	2023年12月31日	2024年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	520	利益剰余金	1.88	2024年12月31日	2025年3月31日

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	310,000	—	—	310,000
合計	310,000	—	—	310,000
自己株式				
普通株式 (注)	33,000	—	—	33,000
合計	33,000	—	—	33,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
提出会社	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
合計		—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	520	1.88	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	26,038	利益剰余金	94.00	2025年12月31日	2026年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	669,508千円	765,959千円
預入期間が3か月を超える定期預金	- //	△300,000 //
現金及び現金同等物	669,508千円	465,959千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債により資金を調達する方針であります。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、当社の拠点賃貸に伴う賃貸借契約に基づくもの等で、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金又は設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、財務経理部が取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、定期的に回収状況に関するモニタリングを行うことにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち12.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	10,000	9,812	△188
資産計	10,000	9,812	△188
(1) 社債	50,000	49,529	△470
(2) 長期借入金	300,680	295,814	△4,865
負債計	350,680	345,344	△5,335

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	10,000	9,671	△329
資産計	10,000	9,671	△329
(1) 長期借入金	300,476	293,656	△6,819
負債計	300,476	293,656	△6,819

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「預り金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額（単位：千円）

区分	前事業年度	当事業年度
差入保証金	26,905	22,760
入会金	5,175	5,175
合計	32,080	27,935

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	669,508	-	-	-
売掛金	182,388	-	-	-
未収入金	7,107	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	10,000	-	-
合計	859,003	10,000	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	765,959	-	-	-
売掛金	163,662	-	-	-
未収入金	11,181	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	10,000	-	-
合計	940,804	10,000	-	-

(注) 2. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	50,000	-	-	-	-	-
長期借入金	204	204	300,204	68	-	-
合計	50,204	204	300,204	68	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	204	300,204	68	-	-	-
合計	204	300,204	68	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	9,812	—	9,812
資産計	—	9,812	—	9,812
(1) 社債	—	49,529	—	49,529
(2) 長期借入金	—	295,814	—	295,814
負債計	—	345,344	—	345,344

(*1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度 (2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	9,671	—	9,671
資産計	—	9,671	—	9,671
(1) 長期借入金	—	293,656	—	293,656
負債計	—	293,656	—	293,656

(*1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

国債・地方債については、証券会社が算出した評価金額に基づいておりますが、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2024年12月31日)

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	10,000	9,812	△188
	合計	10,000	9,812	△188

当事業年度 (2025年12月31日)

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	10,000	9,671	△329
	合計	10,000	9,671	△329

2. その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2023年5月より福祉はぐくみ企業年金基金に加入しております。当該企業年金基金は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であることから、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付年金制度への要拠出額は、前事業年度13,144千円、当事業年度17,348千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
年金資産の額	27,630百万円	47,177百万円
年金財政計算上の数理債 務の額	27,430 〃	46,419 〃
差引額	200百万円	758百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 0.0% (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

当事業年度 0.1% (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(3) 補足説明

上記 (1) の差引額の主な要因は、剰余金 (運用損益) の発生によるものです。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 65名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 9,500株	普通株式 19,845株
付与日	2023年5月22日	2023年5月22日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自2025年5月20日 至2033年5月19日	自2025年5月20日 至2033年5月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	9,500	20,597
付与	—	—
失効	—	752
権利確定	9,500	19,845
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	9,500	19,845
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	9,500	19,845

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,910	1,910
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、未公開企業のため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案し算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	1,027千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
賞与引当金	10,252千円	11,879千円
未払社会保険料	1,545 "	1,801 "
契約負債	2,320 "	1,215 "
棚卸資産評価損	15,506 "	19,646 "
繰越税額控除	- "	16,297 "
その他	3,964 "	7,732 "
繰延税金資産小計	33,590千円	58,574千円
評価性引当額	△1,891 "	△2,032 "
繰延税金資産合計	31,699千円	56,542千円
その他	△1,607千円	△1,548千円
繰延税金負債合計	△1,607千円	△1,548千円
繰延税金資産純額	30,092千円	54,993千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	39.6	1.7
評価性引当額増減	1.3	0.1
中小法人軽減税率適用による影響	△15.0	△2.3
税額控除	-	△22.1
その他	△2.4	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.1	12.0

(資産除去債務関係)

資産除去債務関係は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はナビ男くん事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
一時点で移転される財及びサービス	2,246,983千円	2,395,220千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	46,746 〃	47,144 〃
顧客との契約から生じる収益	2,293,730千円	2,442,365千円
その他の収益	－千円	－千円
外部顧客への売上高	2,293,730千円	2,442,365千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末

において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	276,344千円	182,388千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	182,388 〃	163,662 〃
契約負債 (期首残高)	76,276 〃	83,333 〃
契約負債 (期末残高)	83,333 〃	92,560 〃

契約負債は、前受金、前受収益及びポイント制度に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、40,451千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、50,512千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、前事業年度83,333千円、当事業年度92,560千円であります。当該履行義務は、前受金、前受収益及びポイント制度に係るものであり、期末日後1年以内に約50%、残り約50%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、車載電装品販売・取付けを行うナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
オリックス自動車株式会社	335,858

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
オリックス自動車株式会社	285,495

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,853.05円	2,157.92円
1株当たり当期純利益	6.32円	306.76円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	306.68円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	1,744	84,971
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,744	84,971
普通株式の期中平均株式数(株)	276,033	277,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	73
(うち新株予約権(株))	(-)	(73)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の株式数30,097株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	73,901	42,032	14,612	101,321	26,657	4,126	74,664
構築物	5,960	—	—	5,960	4,144	166	1,816
機械装置	500	—	500	—	—	46	—
車両運搬具	47,448	11,412	39,942	18,919	9,358	4,642	9,560
工具、器具及び備品	17,838	4,227	—	22,066	18,086	1,324	3,980
土地	148	—	—	148	—	—	148
有形固定資産計	145,798	57,672	55,054	148,417	58,247	10,305	90,169
長期前払費用	1,591	1,400	1,952	1,038	—	—	1,038

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	横浜CSB内装工事	39,500	千円
建物及び 工具、器具及び備品	東京CSB内装工事	5,061	〃
車両運搬具	開発用車両	11,412	〃

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	関東CSB内装工事	14,612	千円
車両運搬具	開発用車両	39,942	千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第8回私募債	2020年 2月25日	50,000	—	0.1	—	2025年 2月25日
合計	—	50,000 (50,000)	—	—	—	—

(注)「当期首残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	204	204	0.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	300,476	300,272	0.6	2027年6月 ～2028年3月
合計	300,680	300,476	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	300,204	68	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	29,678	34,387	29,678	—	34,387
役員退職慰労引当金	1,176	226	—	—	1,402

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	643
預金	
当座預金	301,890
普通預金	163,425
定期預金	300,000
小計	765,316
合計	765,959

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
オリックス自動車株式会社	20,520
クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社	22,961
株式会社バルコムモータース	15,411
株式会社モトーレン埼玉	7,807
株式会社モトーレンレピオ	4,191
その他	92,771
合計	163,662

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期末残高 (千円)	当期末発生高 (千円)	当期末回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
182,388	2,693,937	2,712,662	163,662	94.3	23

ハ. 商品

品目	金額(千円)
車載用電装品等	119,702
合計	119,702

ニ. 貯蔵品

品目	金額(千円)
貯蔵品	
商品券等	1,149
切手	24
収入印紙	35
合計	1,208

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アルパインマーケティング株式会社	26,950
株式会社トリム	18,111
その他	36,468
合計	81,530

ロ. 未払費用

区分	金額(千円)
社会保険料	42,086
給与	34,644
労働保険料	3,168
その他	27,115
合計	107,014

ハ. 契約負債

区分	金額(千円)
製品保証に係る前受収益	76,809
前受金	12,231
ポイント引当金	3,519
合計	92,560

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行うものとしております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 当社の公告掲載は以下のとおりであります。 https://www5.aitel.co.jp/ （URL）
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

アイテル株式会社

取締役会 御中

OAG監査法人

大阪府吹田市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	今井 基喜
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋本 公成

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイテル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイテル株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監

査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確

実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。